**平成２５年（フ）第５１号**
長野県松本市梓川梓2246番地１、開始決定時住所長野県東筑摩郡山形村5511番地７
破産者　秋山　真次
１　決定年月日　平成25年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

**平成２４年（フ）第１１０号**
愛知県知多郡武豊町字上山１丁目59番地、前住所愛知県碧南市道場山町２丁目37番地　サニーコート201号
破産者　鈴木　竜二
１　決定年月日　平成25年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第５４４号**
愛知県岡崎市赤渋町字落11番地　ダンヒルイレブン赤渋Ｂ―102
破産者　神谷　和彦
１　決定年月日　平成25年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２５年（フ）第８９号**
滋賀県栗東市下鈎380番地
破産者　奥村　　恵
１　決定年月日　平成25年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第１２５１号**
京都市右京区西京極豆田町５番地　パークテラス西京極305
破産者　有堀　史郎
１　決定年月日　平成25年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第２１号**
京都市右京区西京極東池田町39番地　アフリー太田605
破産者　西村　達也
１　決定年月日　平成25年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第２７０号**
京都府木津川市木津宮ノ内１番地８
破産者　宮永　吾一
１　決定年月日　平成25年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第５４号**
兵庫県西宮市越水町８番13号
破産者　清家　俊一
１　決定年月日　平成25年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２５年（フ）第５５号**
兵庫県西宮市越水町８番13号
破産者　清家ヨリ子
１　決定年月日　平成25年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２５年（フ）第１２１号**
兵庫県尼崎市西長洲町２丁目18番15号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘９丁目14番16号
破産者　市村　　栄
１　決定年月日　平成25年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第１０２号**
香川県丸亀市飯山町東坂元394番地、住民票上の住所高松市栗林町２丁目19番29号
破産者　吉井　達招
１　決定年月日　平成25年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２４年（フ）第１３９号**
香川県仲多度郡まんのう町造田1672番地
破産者　大鷹　一浩
１　決定年月日　平成25年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２４年（フ）第３７５号**
長崎県長崎市大浜町882番地、旧住所長崎市戸石町500番地143
破産者　野原　英司
１　決定年月日　平成25年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第６８号**
熊本県八代市鏡町宝出140番地
破産者　中村　清男
１　決定年月日　平成25年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

**平成２４年（フ）第２１７号**
宮崎市佐土原町下田島9430番地１　アヴェニールハイツ103号
破産者　石田　恵子
１　決定年月日　平成25年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第３１３号**
宮崎市恒久南４丁目172番地15、開始決定時の住所宮崎県児湯郡高鍋町大字高鍋町857番地１
破産者　西村　妙子
１　決定年月日　平成25年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第３１４号**
宮崎県児湯郡高鍋町大字高鍋町856番地２
破産者　西村　貴之
１　決定年月日　平成25年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第３５４号**
宮崎市大字内海5859番地２
破産者　山口　隆行
１　決定年月日　平成25年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係